

經濟論叢

第七十卷

第四號

農地改革特集

- 農地改革の基本的性格……………山岡亮一 (1)
- 農地改革による農家の變貌……………山崎武雄 (31)
- 近代地主の經營……………關 順也 (39)
- 各府縣農地改革史文獻解題……………編 山岡亮一 (58)
-

(昭和二十七年十月)

京都大學經濟學會

各府縣農地改革史文獻解題

山岡亮一編

われわれは第一論文に於て農地改革顛末概要を手がかりとしながら、現時點における日本農業の實情分析の上
に立つて農地改革に關する基本的性格決定に若干の寄與をなさうとこころみた。農地改革が北は北海道から南は
九州に至るまで同一の目標を以て實施されながら、その地方の社會的經濟的地盤のありかたの差異が自ら反映し
て、(たとえば具體的には農地委員會の構成員の性格——地主對小作の力關係の差異)現實のあらわれは各々獨自の様相を
呈したのである。この意味に於てわれわれは第一論文に得た結論を基礎として各地方の農地改革史を一一二冊づ
つ分擔して簡單な文獻解題を行つた。その際地主小作の對抗關係より各地方の農地改革の實態把握に興味を
持つたことは當然といえよう。しかし各地方の改革史編纂者の意圖が必ずしもこの點に於てその焦點を一致せし
めず、われわれの書評も一貫したものは困難であつた。とはいえ兎に角われわれの結論の地域的検討に役立つた
ことは感謝せねばならない。われわれは各地方の勞作が現在の惡條件を克服して出版せられたことを大きく評價
するにやぶさかではない。尙現在進行中の農地改革史が一日も速く世に出ることを期待している。

『香川縣農地改革三年史』

「先づ著者は冒頭編集の言葉として、『農地改革における農村の變貌は、如何なる時代に、如何なる人々が、どのように動いたかを把握することによつてのみ理解される。』（香川縣農地改革三年史編集のことば）と述べ、農地改革理解の爲の記録を編集し、將來に残すことを主眼とする旨を明らかにしている。

因に本書は第一篇、改革前史、第二篇、改革法の成立實施に至る経緯、第三篇、農地解放の實録、第四篇、特質、第五篇、世界農業事情、の五篇に分れ、統計及び實録を中心にして、農地改革の際における事務的運営の實際を克明且寫實的に順序を追つて記述してゆく。今二三の點を指摘すれば、先ず、餘りにも事務的運営の方式のみを過重視して農業自體の構造を實際的に分析してゆく資料に乏しいことは改革前の統計を全く除外した事と共に惜しまれる。次に、挿話や思ひ出の記述を遙して香川縣各地域の特徴を諸慣行と共に解明し、これらの地域が事實如何なる人々によつて、如何なる順序で改革されたかを寫實的に記述した部分は著者の最も調子高き部分であろう。最後に、農地改革による變貌を地主的反動と農民的反撃の對抗の裡に堀下げて、日本農業の構造的展開を基礎付けていた地主制と零細農耕との對抗關係が、如何なる形態を示したかを指摘する事は、農民的反撃の強かつた處だけに極めて意義ある事であるが、殘

各府縣農地改革史文獻解題

念乍らこの部分は僅かに示唆しただけで通り過ぎてゐる。それは、農村における地主的勢力が大きな打撃をうけたにもかかわらず、内外獨占資本とかく同盟して買辦的役割を通して、地主的支配を依然維持し續けている事が明瞭になつた今日では、編者自ら述懐する如く「舊時代の遺物にも似た存在……」（香川縣農地改革三年史あとがき）と考えることは許されない大きな問題點であろう。ともあれ素人の編者が企畫から一切を擔當し獨力纏め上げた努力は誠に敬服すべきであり、その急逝は悼まれてならない。

（柏尾昌哉）

『福岡縣農地改革史』

「かような大事業（今次農地改革）の経過と實績を公正に記録しこれを後世に遺すことは單に實務にたすきわつた者の責務であるばかりでなく、更に今後の農村民主化を促進し、農業經營の合理化を計り、農業生産力の發展を期する上に貴重な研究の對象となり、里程標となるものと考えるのである。そこで本縣に於ては、單に事業の経過及び實績の記述にとどまらず、遍つて本縣における農地制度の變遷の歴史過程を辿り、更に進んでは農地改革の影響について、農業經營、土地改良、食糧問題その他農政の各方面より分析と綜合をこころみ將來の農業政策樹立の上に必要な、諸般の農地關係資料を集録する福岡縣農地改革史を編纂刊行する。」（福岡縣農地改革史・刊行の辭）かよ

第七十卷 二五七 第四號 五九

うに編纂について、その意義と抱負を述べた大なる改革の全貌を鳥瞰的に把握せんとするのである。

何よりもその特徴は福岡縣における農地改革史の史實を、極めて多くの資料文獻を駆使しながら公正にしかも剋明にこれを集録し、土地所有制度の變革を通じて體系化されていることであろう。特に地域的特殊性を現わす史料(未發表のものを含む)を最大限に収録したのは多くの統計と相まつて將來貴重な史料として遺ることを信じている。時代を通じて全地域を蕩遍なく述べるのが困難であり又不必要でもあるので、重點的に述べておられるのは充分額けるが、方法的考察をしないで従つて經濟構造の把握をしないで——例えば近代地主生成の問題について——忠實に史料提供のみを行つている個所の散見されるのはいささか物足りない。猶農地改革前史に農民組合運動史のみ敗戦後の農民運動を含めたのは何故であろう。未完成(上巻・中巻は發刊、下巻は未發刊)なので、その全貌を伺うことは出来ないが、地主的勢力が今次農地改革後といえども依然として地元農民と住民に對して「小作料搾取」以外の形態で地主的搾取を維持しつづけている事實が漸く明瞭となりつつある時、果して編者自ら序言に言われる如く今次農地改革によつて小作制度は根本的に合理化され封建的殘滓は一掃され農村に黎明はあとすれたとの立場を一貫することが出来るであろうか。更に編

者は、殘る問題はこの新たな農地制度を永遠に維持すること

であり、その維持の困難なる理由を、事物の流轉性、連合國の上からの壓力により行われた事實、自由主義經濟復興の傾向、均分相續による農地細分化の中にもとめようとされるが、これ又正鵠を保ち得るであろうか。問題は殘されているにしても、地方誌の學問決定版とも言うべき本改革史が輝ける里程標として價値高いものであることを信じると共にその完成を心より期待したい。

(柏尾昌哉)

『和歌山縣農地改革誌』

一 『和歌山縣農地改革誌』を紹介、批判せんとする筆者が、本論に入るまでにまずことわつておかねばならない點は、實は、筆者自身本誌の編輯と校閲に従事したこと及びその一部分(第三編、第四章、和歌山縣における農地改革の成果と展望)を直接執筆したことであつて、このため、本誌に關するこの記述は、學問的良心あるものをして——筆者もまたその一人となりたいと念願している——自己批判ともいえないことはない。そして、いま、全國の『農地改革頭末概要』なり、漸次刊行されつつある各府縣のものを見るにつけ(—というは、和歌山縣のものは全國的にみても早いため、他府縣のものを參考にしえなかつた)、いろいろ反省せしめられると共に、他方、われわれの勞作にも獨自の特色のあることを看取しえたのである。

二 さて、本誌の成立過程については、序文にも記されてあ

るが、昭和二十五年四月改革史刊行會が發足し、その執筆は主として編纂委員の坂口忠仁氏（前縣農地委員、日農縣書記長）及び農地課の各關係官によつて行われ、和大經濟學部長金持教授と小生が校閲にあつた。そして約一年の歲月と経費約五〇萬圓をもつて昭和二十六年九月完成したのである（従つて、二四、三、一センチサス及び二五、二、一世界センチサスの數字も部分的には使用している）。

三 元來、地方誌（史）の記述方法としては、大きくわけて二つの立場がありえたと思う。すなわち、その一つは、日本農業——全般的特質との對比において——あるいは東北段階に對し近畿段階のモデルとして——、例えば和歌山縣の農業事情をとりあげんとするものであり、今一つは、視野をより狭くして、單に縣内における地域性例えば紀北近郊型と紀南山林型、あるいは米麥地帯と果樹園藝地帯等々と類型的にみんとするものである。

ところで、いま、「和歌山縣農地改革誌」をみると、卒直にいつて、前者（すなわち、縣の農業構造なり農地改革過程なりを、日本の資本主義構造あるいは半封建的農業生産様式との關連性）において把握せんとする傾向が強いことを知るのである。もちろん、縣農地改革誌には、元來、全國的資料（改革誌）では資料的にも、理論的にも見られない府縣内における独自の地帯性あるいは町村別特殊性が見られなければ、その本來的使

命を達成しえないし、事實、本縣の場合についてみても、この點に關し十分の考慮が拂われていることを認める。しかし、それにもかかわらず和歌山縣の土地制度なり、農業構造をば、軍事的半封建的資本主義——日本農業構造の一環として把握せんとする立場が一貫してつらぬかれてゐる。

四 しかし、このような特質——長所は、見方によれば短所——というよりは、編纂上の紙數的制約と共に地方的資料蒐集の不足によつて、地方誌としての今一つの要請（地方誌における地方性）に對し、資料的に又理論的に完全なる満足を與えていないというならば、われわれも亦、敢えて辯解する必要もないであらう。しかし本誌はその名の示す如く、今次の農地改革誌であつて、和歌山縣農業誌ではないのであるから、たゞい後者（農事情一綴）の點については、そのような非難があつたとしても、前者（農地改革そのもの）に關し、少くともその要請に答えたとすれば、まずこの程度でお許しをえたいと思ふのである。

五 それにもかかわらず、和歌山縣農地改革誌をみる者をして最も興味をおこさせる點（長所）は、農地をめぐる地主と直接生産者との對抗關係が、他のものにくらべて極めてうきばりのに表現されている點であらう。しかし、これは編纂者の主觀的意圖というよりも、客觀的事態として潜在的・顯在的に嚴存した對抗關係をできるだけ客觀的に表現せんとする科學性的し

からしめるところであろう。

(註) すなわち、地租改正時の農民騒動をはじめ大正から昭和にかけての小作争議についても、今次改革過程における改革推進のための農民的努力の結集、又農地委員會の性格等についても詳細な記述がある。

六 最後に統計及び資料については、短時日にもかかわらず一應集められているといえよう。但しその表現方法として、例えば圖示の方法等が少いため、讀者をして變遷關係を理解せしめるのにやや困難を伴うことはいうまでもない。(南 清彦)

『大阪府農地改革史』

一 本書は一頁一七八二字詰五六一頁という龐大なもので、京大教授山岡亮一氏の監修並びに編成により、一年半の歲月と一〇〇萬圓の豫算をもつて完成したもので、三篇に分たれている。第一編は農地改革の前身で山岡教授及び關西大學の東井氏が直接執筆し、第二篇は農地改革の展開、第三篇は農地改革の諸問題となり、府農地課、開拓課、農地事務局の諸係官の共同執筆となっている。

(註) 本書の執筆はこのように幾人かの人々に分擔されているにもかかわらず、「顛末概要」におけるが如く、各章以下の敘述過程に際し、分析視角の相違を來さず、終始よく有機的連關を保つている點については全く敬服の至りであ

二 さて、本書の特色としてまず特記すべきは、題名の示す如く農地改革史的な色彩が強いことである。もちろん、今次の農地改革は、單に敗戦という事實によつて外からと上からとから與えられたものではなく、日本經濟史上の歴史の産物必然的過程として發生した點よりみてこのような編集方針に到達したのも當然といえよう。従つて、本書の第一編が全頁の六〇%をしめたことや山岡教授自ら各種方面の資料の蒐集やこれが科學的分析にあたられたということも、むしろ編者側のすぐれた着意のしかりしむるところであり、これによつて、第二、第三編の現段階に對する執筆はその理論的武裝を與えられて本史上に出陣するわけである。

次に、本書は、單なる農地改革史あるいは農地制度史ではなく、廣義の農業諸關係(農業生産力の點についてのみならず、農業經營や、地主と直接生産者との對抗關係等を含めて)をも同時關連的に取りあげている點が——そのような編者の積極的關心事が——強いことである。その意味において、本書は單に今度の農地改革についてのみならず、府下の農政史あるいは農業事情に關し、その歴史的・現段階的過程を、われわれに簡潔に傳えてくれるわけである。

三 次に、本書の指摘する大阪府における農業構造の特色を若干あげると、(A)大阪市をはじめ全國有数の商工業地帯を含

んでいるだけあつて、生産總額中農産物のしめる割合は（昭和一〇年）わずか二%強であり、（二二一頁）、總戸數中農家戸數はわずか七%（昭一五）というような地位にある。そのみか商工業の發展は、一方において耕地を工場、住宅、道路、鐵道等の敷地として潰廢せしめた。（b）しかし他方、農村に停滞する過剩人口は商工業の方面に、賃勞働あるいは副業として吸収しうる可能性を與え、又その經營をして都市近郊農村に多角集約的特色を與えた（二一四、二二五頁）。（c）資本の農村浸潤に土地商品化の結果、土地資本に地價を騰貴せしめ（二三一頁）、零細的土地所有と共に小作地面積比率を極めて高からしめ、又戦時下の工場敷地化や、食糧危機に伴い土地利用關係を複雑な状態においた。（四九三頁）。（d）次に地主と直接生産者に小作民との對抗關係をみると、戦前・戦後を問わず双方共に階級的利害對立が顯著であり、今次の農地改革の際も、農民組合、地主協會は、それぞれあらゆる手段をつくして鬭争を展開した。（三四〇、四六三、四七三、四九三頁）。

（註）本書は、このような諸問題について戦前及び戦後事情について極めて詳細のべてあり、特に改革途上における各委員會の具體的事例（地區の設定、都市計畫、國有地處理、交換分合、開拓團の事情等）は地方史としての興味を高めている。例えば自作法第五條第五號の如き問題は單に地主對耕作農民の個人的利害の問題としてよりも、都市計

各府縣農地改革史文獻解題

畫を主張する都市側と、農地解放を要求する農民との争いとして進展した（四六三頁）とのべている。

なお、筆者の讀後感（不審點又は改良希望點）については若干蛇足をつけ加えることを許されたい。

（a）太閤檢地を近世の端初としてではなく、莊園制の項に入れたこと、（b）農業經營分析に關する統計資料がとぎれていること（c）不必要に略符號を作つたこと、（d）農民組合における日農と全農との階級分析にもたりのざがあること、（e）尨大な本書の利用度を高めるために索引を入れるべきであること、（f）年表の挿入についても同様、（g）地圖や圖解をもつと多くすること、（h）各頁には「柱」を印刷し、又難解な文字については假名をつけ、地名には現在の行政區域上の位置を明らかにすること、（i）尨大な本書の全頁に眼を通すことの出來ぬ讀者のため各篇又は各章あるいは少くとも農地改革に關する事項について概要（要約）を入れること等をきずいた。（j）又、農地改革の成果の分析に際し二四、三、一センサスの數字を利用すればもつと効果的であつたらう。

（南 清彦）

『富山縣農地改革史』

本書は富山縣農地改革史編纂委員會により編集され、昭和二十六年發行されたものである。その内容は三部に分れ、第一部農地改革前史、第二部農地改革、第三部今後の展開としてまとめ

られている。その著述にしたがい簡単な紹介と希望を述べてみよう。

農地改革前史は第一章藩政時代の農業形態、小作料、慣行小作權として簡潔を要を得たまとめがなされている。第二章は維新以後昭和初期までの農村状況、農民鬭争、戦時農業政策である。第二章第一節には明治維新以降の所有權の變遷として自作小作の増減が簡単に述べられているが、第一章第二章を通じて、農村の階層分化、及び寄生地主制の推移が取扱われていないのは何故だろうか。農民鬭争経過や慣行小作權が生彩をもつには寄生地主制との関連において述べられることが必要である。第二章について更に希望することは、引用統計の出典を明らかにしてほしいことである。

第二章農地改革は本書の力點であり、三百頁中三分之二がこれにあてられている。しかし、ポツダム宣言から各國提出の改革案までその條項をつらね、選出農地委員氏名や行政的事務の記録が多すぎないだろうか。戦時中にやたらに擴大された軍用地や軍需工場敷地等の返還要求や藩政以來の地割慣行、慣行小作權の處理等をめぐる農民の動き、等ほもつと述べてほしい。三十頁にわたる開拓地の計劃・指導の項も富山縣農業との関連において述べられるべきではないだろうか。

第三章農地改革今後の展開としては第四章土地改良法は未だ法の解説の域であり、第五章農地改革の前途では日本農業の一

般論的傾向が強く、富山縣に關しては農林省富山統計調査事務所資料が若干引用されている程度である。これは富山縣における研究資料の不足から止むを得なかつたのであるが惜しいことである。要するに、農地改革のような「大事業の経過と實績を公正に記録し、これを後世に遺す」(知事序文)ためには、單に行行政的な處理の記録にとどめることなく、また日本農業一般に解消することなく、その中における縣農業及び農村の推移として捉えていくことが肝要なのではないだろうか。

以上、述べてきた多くの希望は富山縣の實狀を知らない者の理想論であり、資料採取に、また編集上に、種々の困難な條件を排除して、こうした農地改革史が「後世に遺されていく」ことに敬意と感謝を獻げるものである。(關 順也)

『長野縣における農地改革』

昭和二十三年十月、長野縣農地委員會、同農地部により、農地改革史編纂委員會が組織され、その監修の下に信濃毎日新聞社文化部の諸氏が執筆擔當して昭和二十四年六月發行をみたのが此書である。従つて、本書は各府縣で發刊されはじめた農地改革史の先驅であり、その内容も簡潔ではあるが農地改革史の在り方を示したものとさえいえる。第一部は維新以降戦までの農地改革前史であり、第二部は農地改革の展開とその成果を明らかにし、第三部には改革をめぐつて生起した諸問題とその

展望に結んでいる。ここでは、その著述にしたがつて若干の紹介と批判を述べるにとどめる。

第一部は、山林縣としての立地條件と舊幕時代からの歴史的諸事情により、「複雑な條件の下に出發した長野縣農業がその後の商業經濟の滲透擴大につれて資本主義的進化的道をもたつてゆき、それはやがて過渡的な土地所有形態との對立をもたらずに至り、内部矛盾の激化は不可避的に戰後の農地改革へと導いていつた。」そして「これを實際的資料統計にもとずいて追求していこう。」(第一章序文)とされたものである。この目指されたということについては全く共感すると共にそれが充分には描かれていないことを残念に思う。引用された統計も長野縣統計課編纂の「長野縣統計書」に終始し、農林省統計から長野縣の分を抽出して補う程度であるが、これでは筆者の目指されるところを描くに不十分である。殊に長野縣は地方差が大きく、極めて複雑多岐な展開してきたものであることは筆者自ら述べて居られるところである。地方史研究の成果等を取入れる餘地はなかつたであろうか。第二部は農地改革の展開過程と農民の動きを述べたものであるが、一般的な解説報道をもつと省略して長野縣における動きの特質を更に述べてほしい。註に各地の具體例をあげてあることにはこの意味で興別深いものであるが、これを長野縣各地の發展段階の具體的表現として把握することが必要であろう。第三部は改革をめぐる派生した諸問

題として各地の抵抗の例を豊富にあげてあることは教えられるところ極めて大きい。しかし、農業資本主義化の二つの途の對抗關係で結ばれた結語までには未だ述べられるべきことが多いのではないだろうか。殊に長野縣の場合にはその必要が大きいことを強調したい。

以上望むところは多いにしても本書は農地改革史の先驅であり、後續の龐大な改革史に比して、小冊にしてよくその獨特の味を生かし、農地改革の問題點を摘出してあるものと言ひうるであらう。(岡 順也)

『空知農地改革史』

空知農地改革編纂委員會により昭和二十五年三月刊行された「空知農地改革史」は次の編別に分たれる。第一編「郷土史及び農地改革前史(第一章より五章まで)。第二編「農地改革史(第六章)第三編「改革後史及び「記念誌」。以下、その敘述に従つて簡單な紹介と若干の希望とを述べて見よう。

第一編に於て明治以降の各町村の沿革「發展の概略を述べ、つづいて、農地改革に連なる農地制度の展開を概観される。「(今次)農地改革が決して外から勝手に與えられたものではなく、わが國の内部にその根據を有するもの」(七七頁)であり、今次改革への必然性を強調されている。簡潔にして、要を得たまとまりを示している。が、一言希望したい事は、改革前(明

治以降より戰時段階を経て改革に到る)の資本家的大規模農場經營による北海道型地主の生成、發展及び解體||小作料收取關係の變貌(農民運動の展開)を具體的な統計資料によつて追跡されるならば、今次改革への「必然性」がより明確になつたのではないかと惜しまれる。

第三編に於て、舊自作農創設維持法による自作農創設が「農場主の理解」と「反面農場に於ける紛争の少くなかつた」結果「優秀な成績」を収め、(一一六頁)だが、尙「依然たる地主的土地所有の存在により小作諸關係は半封建的基盤の上に築かれていた。」(一三三頁)とし、續いて、今次農地改革の實施過程を、町村別に、複雑な統計資料と、手際よくまとめられている。が、戦前の地主對小作の對抗關係の強度||農民運動の展開が今次改革を決定している點を考慮するならば、「紛争の少くなかつた」統計的資料が缺如しているのは、稍精彩を缺く憾みがある。

最後に農地改革「紀念誌」と改革後に生起すべき問題の展開を述べられる。(自營農民の創設は)……形式的には完全に果されたが「これを放擱しておくときは資本主義の下に於ては必然的に凋落する」(五五四頁)ため、農地改革より、更に農業變革||協同化の途によつて、「農業の零細性を克服し、労働の生産性を高める諸方策」(五五八頁)によつて、更に農地改革が前進させられるべきであると正しく問題を指摘されている

のはまことに正鵠を得た意見である。(五〇頁に亙る「蜂須賀農場」の記録に於て、北海道型大規模農場經營の生成、農業發展と「改革」による變貌を仔細に分析し、亦小作争議||農民運動を具體的史實に基づき、検討されているのは、本巻中、特に精彩を放ち、調子高き部分である)。

何はともあれ「敗戦につぐ火災によつて空知支廳の文獻が散逸」した困難な時期に、「この畫期的大事業の實態を後世に記念記録し、且、今後の農業改革への重大指針として」(發刊のことば)發刊された事はまことに意義あることといわねばならぬ。

(永尾誠之輔)

『千葉縣農地制度史』

農地委員會千葉縣協議會内に設けられた千葉縣農地制度史刊行會の編纂になる「本書」は、「中央、農政調査會および農地改革記録委員會における農地改革誌の編纂に協力、各府縣版のそれとともに、農地改革に關する全國的な記録編纂事業の有力な一環として行われたものである。」そして、その構成は、上下二卷から成り、上卷歴史篇(菊版五一三頁)において、豊富な資料を利用して、今次農地改革を中心に遡り千葉縣の上古における農業問題から筆を起し、農業經濟の歴史的發展過程を論じ「執筆者は千葉新聞社の加瀬俊雄、千葉大學の小笠原長和、市原權三郎、沼田眞、菊地利夫、千葉高校の武田宗久、民科會員

の栗原東洋等の各氏」下巻現代篇(同版二四八頁、別冊二〇頁)においては、凡例によれば、「刊行會の責任のもとに、市町村農地委員會を正會員とし、今次農地改革の意義と、役割を確定し、それが縣下農業および農民生活に與えた影響を検討することを目的とし」、千葉縣の今次農地改革の全經過について論じている。「執筆者は農地課松尾英雄、開拓課篠形昇、下志津開拓團高井篤、民科會員栗原東洋等の四氏」。

本書が、千葉縣において、今次農地改革を如何に評價したかといへば、次の所説の如し。即ち、半封建的地主的土地所有制は、今次農地改革によつて一應解體されたが、「その後の地主の變貌は著しいものがあり、従前から自作經營をもつていた地主は、大體その規模に應じて富農、中農、貧農に徐々に分化しつつあり、自作經營をもたない寄生的な中小地主は一番打撃が大きく、飯米自給程度で没落の過程をたどり、生活が窮乏しているものが多い。つぎに大地主の場合には農産加工部面や、商工業方面へと發展して益々豊かなものがある。また、保有地を持つ在村大中小地主は、山林採草地を所有するものが多く薪炭採草、山林勞働という形態を通じて、かれらの小作農、中貧農に對する支配關係を強固に残存せしめているのである。」(下巻一四頁)又戦後農地改革は「單に封建的な拘束から、小作人を名目的に解放したにとどまり、かかる拘束を存續せしめたる最も有力な要素であつた地主の村落支配のキツは、なお強固なもの

が残つていることを指摘せざるをえない。」と。(下巻一六頁)以上で、簡單な紹介を終るが、本書は、一應各執筆者が獨自の立場から各篇各章を自由に執筆しているので「各篇各章、特色ある研究となつて」いるとともに、どこから讀んでも興味深く讀みうる利點をもつているが、稻統一を缺く憾なしとはなしえないし(例えば、千葉縣が「はつきりと、安房上總と下總の二つに類型されるように、土地所有關係」においても同様で、「本質的には全く對立した關係におかれていゝ」(上巻一六頁)ことを指摘しながら、かかる觀點から各篇各章を記述していない。少くとも、半封建的土地所有制の所立過程及び今次の「改革」による解體を論じる場合に、かかる觀點に立つて欲しい、壓倒的に詳細な前史に比し「改革」の經過については簡潔に失した排りも免れないが、今次の「改革」を中心に千葉縣土地制度史を史實に忠實に浮彫りにしている點は高く評價すべきであつて歴大な勞作たることを失わないであらう。(東井正美)

『農地改革は如何に行われたか』

——埼玉縣農地改革の實態——

農地委員會埼玉縣協議會、埼玉縣農業復興會議共編になる本書(菊版四〇六頁)の意圖は、主として「改革の現實の遂行過程を忠實に追求すること」にあるが、「最後に、之等の農地改革の社會的意義を最近の農業政策との關連において觀察する」

となしている。

本書の篇別構成は七篇から成り、これを要約すれば、第一篇では「農地改革の行われる地域の農業生産の基本的条件とこの条件によつて規定された農民の社會的、政治的意識の發展」を追求し、第二篇、第三篇では「本縣の改革の遂行過程を追求」し、第三篇では、「農地委員會の構成と性格」とを取扱い、第五篇では、「この改革を轉機とする地主の農地の引上げに對して、農民が如何にこれを抑止したかといふ」點から、「土地取上げ」について記述し、第六篇では、農民組織の農地改革に對する基本的態度と方針を概翻し、第七篇では、「農地改革の社會的意義を最近の農業政策との關連において觀察する意味で、『水田

地帯における農業危機の進行と耕作權拋棄の實態』を分析」している。

本書の企圖は、地主・小作關係からする「改革」の實態把握を經緯とし、各篇において取扱われた諸問題を經緯とした論理的構成において優れており、問題の摘出に不十分な點があるが、大體成功している。ここに本書自體獨自の意義が存するといいうるであらう。なお、水田地帯、畑作養蠶地帯、山村地帯において、「改革」の一般的本質的、必然的傾向を實證的に指摘した」第三篇は、特に「改革」の實態把握の點において印象的であつた。

(東井正美)